広報としま
TOSHIMA
令和8年 11/15号 No.2136
毎月1・15日発行

区の情報はこちらを CHECK! ▶▶ ホームページ YouTube X LINE

パブリックコメント

豊島区スポーツ推進条例（素案）

当（意見公募手続）制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。案全文は12月15日まで、区議会事務局、行政情報コーナー、区民事務所、図書館（休館中を除く）、区および区議会ホームページで閲覧できます。便せんなどに①ご意見②〒・住所③氏名または団体名（代表者名・担当者名）を記入し、12月15日（必着）までに窓口か郵送かファクスかEメールで「議会総務課政策調査グループ FAX03-3981-3975、EMA0028903@city.toshima.lg.jp」へ※個別に回答はしません。 57967

問当グループ☎03-3981-1453

お知らせ

高齢者紙おむつ等支給事業

1か月8,000円相当の紙おむつ等を支給します。対要介護1以上で介護保険料所得段階が1～5の在宅の方 6534

申各高齢者総合相談センターで申込み。※電子申請も可。

問高齢者事業グループ☎03-4566-2432

区立保育園 こどもつながる定期預かり事業

定期的に子どもを預かり、育児相談や子ども同士の触れ合いの機会を作ります。●**実施期間**…1月5日～3月31日の平日（月曜日を除く）

対保育園や幼稚園などに通っていない満6か月～2歳児クラスの子ども ※園により異なる 費区外在住の方のみ1時間300円 ●**申込期間**…11月30日～12月9日※詳細は2次元コード参照。 55510

問公立保育グループ☎03-3981-2028

不登校児童生徒の保護者向け懇談会

日12月12日㈯ 午前10時～11時45分 場教育センター 対区内在住の不登校児童・生徒の保護者 定50名 57054

申12月7日までに2次元コードで申込み※先着順。

問不登校対策支援グループ☎03-3590-1251

豊島文京（平日準夜間）こども救急

平日夜間の急な発熱時などに、豊島区・文京区の医師会の医師が診療にあたります※要事前相談。●**相談先**…☎03-3941-3211（都立大塚病院）

日平日 午後8～11時（年末年始を除く） 場当病院1階救急外来診療室 対15歳（中学生）以下 持マイナ保険証、子ども医療証など 41016

問地域保健課管理グループ☎03-3987-4203

在宅医療相談窓口をご利用ください

医療・介護の知識をもつ医療ソーシャルワーカーが区民や医療介護事業者からの相談を受け付けます。

日平日 午前9時～午後5時（年末年始を除く） 場豊島区医師会館2階 1586

問当窓口☎03-5956-8586

大気汚染医療費助成制度

東京都では、一定の要件を満たす方に対し認定疾病に係る医療費を助成しています※相談や手続きについては問い合わせてください。対都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上在住する18歳未満の児童で、大気汚染の影響を受けると推定される疾病（気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気しゅ）に罹患している方など 1520

問公害保健グループ☎03-3987-4220

11月16日～12月15日は「東京都エイズ予防月間」です

エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染で引き起こされます。体の免疫力が低下し、健康な状態では発症しない弱い病原菌による感染症（日和見感染症）や、悪性腫瘍など様々な症状が現れます。HIV感染後に未治療でいると、数年～十数年でエイズを発症するといわれています。保健所では匿名・無料のHIV検査（血液検査）を毎月予約制で実施しています。 54002

申2次元コードか電話で予約専用 ☎03-3987-4244へ。

問感染症保健指導グループ☎03-3987-4182

11月18日は「世界 COPD デー」です

COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、たばこの煙などの有害物質が原因で肺が炎症を起こし、呼吸がしづらくなる病気です。症状は、毎日続くせきやたん、息切れです。進行すると軽い発作でも息切れを感じ、悪化すれば日常生活にも支障をきたします。「年齢のせい」や「風邪が長引く」と決めつけず、進行する前に発見し早く治療を開始することが大切です。 54241

問公害保健グループ☎03-3987-4220

労働保険の加入はお済みですか？

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です。労働保険は、労働者が失業したときの失業給付、労働災害に遭ったときの労災給付などを行うものです。雇用形態を問わず、1人でも労働者を雇用している事業主は労働保険の加入義務があります。詳細は問い合わせてください。 57590

問ハローワーク池袋雇用保険適用課☎03-3988-6662、池袋労働基準監督署労災課☎03-3971-1259

PICK UP INFO 1 知っておきたい年金制度 876

国内に住む 20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入義務があります

20歳になった方へ 厚生労働省チャンネル（YouTube）

約10分間のアニメーションで国民年金の仕組みや役割を解説しています。

問年金の記録・受給状況・年金全般…池袋年金事務所☎03-3988-6011、年金加入・保険料免除申請…国民年金グループ（資格）☎03-3981-1954、年金受給…国民年金グループ（給付）☎03-3981-1952

このようなときは手続きが必要です（代表的な手続き例）

- 会社を退職した
- 配偶者の扶養を抜けた
- 海外在住の方が帰国・入国した
- 第1号被保険者が出産した※1
 平成31年2月1日以降に出産の方…出産（予定）日が属する月の前月（双子など多胎妊娠の場合は3か月前）から翌々月までの保険料が免除されます。
- 第1号被保険者の方が1歳になるまでの子を養育している※2
 ※1・※2 この期間は保険料を納付したとみなし年金受給額に反映されます。

※2育児免除制度

⚠保険料の納付はお忘れなく

保険料が未納のままだと…
- **老齢基礎年金が低額になる、受け取れない**
- **もしものときの年金（障害基礎年金、遺族基礎年金）が受け取れない**

保険料の納付が困難なときは相談してください

申請により保険料が免除または猶予される制度があります（前年所得による審査あり）。次のいずれかに該当する方は特例制度があります。❶学生で所得が一定額以下の方、❷退職（失業など）により納付が困難な方
申請日から2年1か月前まで遡って申請できます。早めに相談してください。

発行：豊島区 編集：広報課 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 ☎03-3981-1111（代表）